

# ○川口市屋外広告物条例

平成19年3月20日条例第27号

改正

平成23年9月26日条例第117号

平成29年12月26日条例第96号

令和3年12月24日条例第50号

## 川口市屋外広告物条例

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(広告物の表示者等の責務)

第3条 屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示するもの又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置するものは、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないように配慮するとともに、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周辺の環境との調和を図るように配慮しなければならない。

(禁止地域)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により定める市街化調整区域並びに同法第8条第1項の規定により定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区及び生産緑地地区（市長が指定する区域を除く。）

(2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項に規定する市民農園の区域（市長が指定する区域を除く。）

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートルの範囲内の地域並びに同法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は同法第110条第1項の仮指定をされた地域

- (4) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその建造物に接する100メートルの範囲内の地域並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- (5) 川口市文化財保護条例（昭和37年条例第15号）第10条第1項の規定により指定された市指定有形文化財及び市指定有形民俗文化財にあっては指定された建造物及びその建造物に接する100メートルの範囲内の地域、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物にあってはその指定された地域
- (6) 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道（以下この号において「高速自動車国道」という。）の全区間並びに道路（高速自動車国道を除く。）及び鉄道の市長が指定する区間
- (7) 道路又は鉄道から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
- (9) 河川及び湖沼並びにこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (10) 駅前広場及びその付近の地域で市長が指定する区域
- (11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- (12) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- (13) 古墳及び墓地並びにこれらの周囲の地域で市長が指定する区域
- (14) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域
- (禁止物件)

第5条 良好的な景観又は風致を維持するため、次に掲げる物件に広告物（第9号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗（これを支える台を除く。以下同じ。）又は立看板に限る。）を表示し、又は掲出物件（第9号に掲げるものについては、はり紙、はり札、広告旗又は立看板に係る掲出物件に限る。）を設置してはならない。

- (1) 橋
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 記念碑及び形像
- (4) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- (5) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス及び路上変電塔
- (6) 石垣及び擁壁

- (7) トンネル、高架構造物及び分離帶
  - (8) 電柱、街灯柱その他これらに類するもの（次号及び第17条第4項第3号において「電柱等」という。）で市長が指定するもの
  - (9) 前号に掲げるもの以外の電柱等であって市長が指定する道路及びこれに面する場所に存するもの
- 2 公衆に対する危害を防止するため、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め及び里程標
  - (2) 火の見やぐら
  - (3) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
  - (4) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク  
(広告物の表示等の許可等)

第6条 第4条各号に掲げる地域又は場所（以下「禁止地域」という。）以外の地域又は場所において、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条第1項各号及び第2項各号に掲げる物件に対する広告物の表示又は掲出物件の設置を除く。）をしようとするものは、規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可（以下「広告物の表示等の許可」という。）を受けようとするものは、当該許可に係る広告物又は掲出物件について次に掲げる要件を備えていなければならない。
- (1) 表示しようとする広告物又は設置しようとする掲出物件が規則で定める基準（当該広告物の表示場所又は当該掲出物件の設置場所が第14条第1項の広告物活用地区の区域内である場合にあっては、同条第2項の規定により規則で定める基準）に適合していること。
  - (2) 広告物の表示等の許可に係る広告物又は掲出物件を管理する者（次のア又はイのいずれかに該当する者に限る。）があらかじめ定められていること。
    - ア 第33条第1項又は第3項に規定する屋外広告業の登録を受けた者
    - イ 第42条第1項各号に掲げる者
- 3 市長は、第1項の規定による申請の内容が前項第1号に掲げる要件を備えていない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、川口市景観形成委員会（川口市景観形成委員会条例（平成19年条例第25号）に基づき設置する川口市景観形成委員会をいう。以下「委員会」という。）の議を経て、許可をすることができる。

- 4 市長は、広告物の表示等の許可をするときは、当該許可の期間（以下「許可期間」という。）を定めるものとする。この場合において、許可期間は、3年を超えることができない。
- 5 市長は、広告物の表示等の許可をするときは、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付けることができる。

（変更等の許可）

第7条 広告物の表示等の許可を受けたものは、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより申請し、市長の許可（以下「変更の許可」という。）を受けなければならない。

- 2 前条第3項及び第5項の規定は、変更の許可について準用する。

（更新の許可）

第8条 広告物の表示等の許可（変更の許可を含む。）を受けたものは、当該許可に係る許可期間の経過後も引き続き当該許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定めるところにより申請し、市長の許可（次条において「更新の許可」という。）を受けなければならない。

- 2 第6条第3項から第5項までの規定は更新の許可について、前条の規定は更新の許可を受けた広告物又は掲出物件に係る変更又は改造について準用する。

（許可の取消し）

第9条 市長は、広告物の表示等の許可、変更の許可又は更新の許可（以下「広告物の表示等の許可等」という。）を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、これらの許可を取り消すことができる。

- (1) 第6条第5項（第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）に規定する許可の条件に違反したとき。
- (2) 第7条第1項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の手段により広告物の表示等の許可等を受けたとき。

（許可の証票の表示）

第10条 市長は、広告物の表示等の許可等をしたときは、当該広告物の表示等の許可等に係る申請をしたものに対し、規則で定める証票を交付しなければならない。ただし、当該広告物の表示等の許可等に係る広告物又は掲出物件に、規則で定める押印をしたときは、この限りでない。

- 2 広告物の表示等の許可等を受けたもの（以下「設置者」という。）は、前項の規定により証票の交付を受けたときは、当該広告物の表示等の許可等に係る広告物又は掲出物件に、当該証票を張り付けておかなければならない。
- 3 第1項に規定する証票及び押印は、当該証票又は押印に係る許可期間の終期が明示されたものでなければならない。

## 第11条 削除

（除却義務）

第12条 設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに該当する事由が生じた日から5日以内に、当該設置者の受けた広告物の表示等の許可等に係る広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

- (1) 許可期間が満了したとき。
- (2) 第9条の規定により広告物の表示等の許可等が取り消されたとき。
- (3) 広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったとき。
- (4) 第19条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過したとき。

（管理に関する届出）

第13条 設置者又は第6条第2項第2号の規定により置かれた広告物若しくは掲出物件を管理する者（以下この条において「管理者」という。）（第1号については、新たに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することとなったもの及び新たに管理者となった者）は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 設置者又は管理者に変更があったとき。
- (2) 設置者又は管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (3) 広告物の表示等の許可等に係る広告物又は掲出物件が滅失したとき。
- (4) 前条の規定により広告物又は掲出物件を除却したとき。

（広告物活用地区の指定等）

第14条 市長は、禁止地域以外の地域又は場所（以下「許可地域」という。）のうち、活力ある町並を維持する上で広告物が特に重要な役割を果たしていると認める区域があるときは、当該区域を広告物活用地区として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により広告物活用地区の指定をするときは、第6条第2項第1号の基準に代えて、当該広告物活用地区の状況に応じた基準を規則で定めることができる。

(景観形成型広告物整備地区)

第15条 市長は、禁止地域又は許可地域の範囲内において、良好な景観を形成するため広告物及び掲出物件の整備を図ることが特に必要と認める区域（前条第1項の規定により指定された広告物活用地区の区域を除く。）があるときは、当該必要と認める区域を景観形成型広告物整備地区（以下この条において「整備地区」という。）として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により整備地区を指定したときは、当該整備地区における広告物及び掲出物件の整備に関する基本方針（以下「景観形成型広告物整備基本方針」という。）を定めるものとする。

3 景観形成型広告物整備基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

（2）広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

4 整備地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするものは、景観形成型広告物整備基本方針に適合するように努めなければならない。

5 市長は、景観形成型広告物整備基本方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(広告物協定地区)

第16条 一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を協力して整備するため広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する協定（以下この条において「広告物協定」という。）を締結したときは、市長に対し、広告物協定の内容を証する書面を添えて、当該区域を広告物協定地区として指定するよう申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る広告物協定が良好な景観の整備に資すると認めるときは、当該申請に係る区域を広告物協定地区として指定するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告物協定地区を指定したときは、当該広告物協定地区的区域内の景観を整備するため、当該広告物協定を締結した者に対し、技術的助言その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(適用除外)

第17条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から第6条まで、第14条及び第15条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (2) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
  - (3) 国又は地方公共団体が公共的な目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件（次条の規則で定めるものを除く。）
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条、第6条及び第14条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
  - (3) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (4) 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
  - (5) 自動車（次号に掲げるものを除く。）に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
  - (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定に基づく登録及び検査を受けた自動車であって、使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに表示される広告物であって、当該使用の本拠の位置の属する地方公共団体において適用される広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの
  - (7) 人、動物若しくは車両（自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物
  - (8) 地方公共団体が設置する掲示板に、当該地方公共団体の許可又は承諾を得て表示するもの
  - (9) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の規定（同条第1項第9号の規定を除く。）は、適用しない。
- (1) 第5条第1項第6号又は第2項第3号若しくは第4号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの又はこれを掲出する物件

- (2) 前号に掲げるもののほか、第5条第1項各号及び第2項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第2項第4号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条第1項第9号の規定は、適用しない。
- (1) 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等営利を目的としない活動のために表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
- (2) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のために一時的に表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
- (3) 電柱等の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらを掲出する物件
- 5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のもの
- (2) 道標、案内図板その他公共的な目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件
- (3) 自動車に表示される広告物で、第2項第5号又は第6号に掲げるもの以外のもの
- (4) 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示する広告物又は設置する掲出物件で、当該広告物に係る収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるもの
- (5) 法人その他の団体が表示する広告物又は設置する掲出物件で、当該広告物に係る収入を地域における公共的な取組であって規則で定めるものに要する費用に充てるもの
- 6 第6条第2項から第5項まで、第7条から第10条まで、第12条及び第13条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第6条第2項中「前項」とあるのは「第17条第5項」と、「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第3項中「第1項の規定による」とあるのは「適用除外の許可に係る」と、同条第4項及び第5項、第7条第1項並びに第8条第1項中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第9条中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第1号中「第6条第5項」とあるのは「第17条第6項において準用する第6条

第5項」と、同条第2号中「第7条第1項」とあるのは「第17条第6項において準用する第7条第1項」と、第10条第1項及び第2項中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第12条中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、同条第2号中「第9条」とあるのは「第17条第6項において準用する第9条」と、「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と、第13条第3号中「広告物の表示等」とあるのは「適用除外」と読み替えるものとする。

7 公益上必要な施設又は物件に、規則で定める基準に適合する寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件については、第4条から第6条まで及び第14条の規定は、適用しない。

8 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等営利を目的としない活動のために表示され、かつ、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらを掲出する物件については、第6条及び第14条の規定は、適用しない。

#### (国等に係る特例)

第18条 国又は地方公共団体は、公共的な目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で規則で定めるものを表示し、又は設置しようとするときは、第4条から第6条まで及び第14条の規定にかかわらず、市長と協議の上、これを行うものとする。

#### (経過措置)

第19条 第4条又は第5条の規定による指定（以下この条において「指定」という。）がされた際、現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日（以下この項において「指定日」という。）の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件（指定日の前日において広告物の表示等の許可等又は第17条第5項の許可（次項において「適用除外の許可」という。）を受けていた広告物又は掲出物件（次項において「旧許可物件」という。）を除く。）であって、指定日以後表示できることとなる広告物又は設置できることとなる掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、指定日から10年間（当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間）は、第4条及び第5条の規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。

2 指定がされた際、現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示し、又は設置されている旧許可物件であって、指定日以後広告物の表示等の許可等又は適用除外の許可の基準に適合しないこととなる広告物又は掲出物件（以下この項において「既存不適格物件」という。）については、指定日から10年間（当該既存不適格物件に、第7条第1項に規定する変更又は改造の程

度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、当該指定がなかったものとしてこの条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第8条第2項の規定により準用する第6条第4項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が指定日から10年を経過する日を超える場合にあっては、当該指定日から10年を経過する日までの期間)」とする。

(広告物の表示の方法等の基準)

第20条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置するものは、広告物の表示若しくは掲出物件の設置又はこれらの維持について、次の各号のいずれにも該当しないようにしなければならない。

- (1) 信号機若しくは道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあること。
- (2) 道路交通の安全を阻害するおそれがあること。
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあること。
- (4) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等がはく離していること。
- (5) 著しく破損し、又は老朽していること。

(管理義務)

第20条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの若しくはこれらを管理する者又はこれらの所有者若しくは占有者(以下「広告物の表示者等」という。)は、当該広告物又は掲出物件に関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第20条の3 広告物の表示者等は、当該広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、法第10条第2項第3号イに掲げる者(以下「屋外広告士」という。)その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 広告物の表示等の許可等又は第17条第5項若しくは同条第6項において準用する第7条第1項若しくは第8条第1項の許可(第50条第1項において「適用除外の許可等」という。)の申請をしようとするものは、前項の点検の結果を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。

(除却指示等)

第21条 市長は、第4条、第5条、第6条第1項、第12条(第17条第6項において準用する場合を含む。)、第20条又は第20条の2の規定に違反する広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置す

るもの若しくはこれらを管理する者に対し、文書を送付し、又は当該広告物若しくは掲出物件に指示書を貼付することにより、これらの表示若しくは設置を停止し、又は相当の期限を定め、これらの除却その他必要な措置をとることを指示するとともに、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な勧告を行うことができる。

(措置命令)

第22条 市長は、第4条、第5条、第6条第1項、第12条（第17条第6項において準用する場合を含む。）、第20条又は第20条の2の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置するものを過失がなくて確知することができないときは、その措置をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長の命じた者又は委任した者が除却する旨を公示しなければならない。

(公表)

第23条 市長は、第21条の規定による勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けたものの氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

2 市長は、前条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令に係る広告物又は掲出物件の種類及び表示場所、命令を受けたものの氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他必要な事項を公表することができる。

3 前2項の規定による公表は、川口市公示式規則（昭和52年規則第5号）で定める掲示場への掲示、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表しようとするものにその理由を通知し、そのものが意見を述べる機会を与えなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

第24条 法第8条第2項の規定による公示は、保管の開始後速やかに、規則で定める掲示場に、その旨を掲示することにより行わなければならない。

2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 次条各号に掲げる事項を、公示の日から14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間）、掲示すること。

(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を確知することができないときは、その公示の要旨を掲示すること。

3 法第8条第2項に規定する所有者等は、規則で定める場所に備え付けられる保管物件一覧簿（規則で定める法第8条第1項の規定による保管に関する必要な事項を記載した簿冊をいう。）を閲覧することができる。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第25条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 保管をした広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

(2) 保管をした広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びその広告物又は掲出物件を除却した日時

(3) 保管をした広告物又は掲出物件について当該保管を始めた日時及び当該保管をしている場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管をした広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

（広告物又は掲出物件の価額の評価の方法）

第26条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情（必要に応じ、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者から聴取した意見を含む。）を勘案してするものとする。

（保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続）

第27条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第28条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
  - (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
  - (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間
- (広告物の表示者等に対する報告の徴収及び立入検査)

第29条 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第30条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置するもの又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこれに基づく規則により従前のこれらのものがした手続その他の行為は、新たにこれらのものとなったものがしたものとみなし、従前のこれらのものに對してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらのものとなったものに対してもとみなす。

(委員会の意見の聴取)

第31条 市長は、次に掲げるときは、委員会の意見を聴かなければならない。

(1) 市長が第4条第1号、第2号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第13号、第5条第1項第8号及び第9号、第14条第1項、第15条第1項、第16条第2項並びに第17条第2項第3号及び第4項第2号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。

(2) 第6条第2項第1号、第14条第2項並びに第17条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第7項並びに第8項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第15条第2項の規定により景観形成型広告物整備基本方針を定め、又はこれを変更しようとするとき。

(公示)

第32条 市長は、第4条第1号、第2号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第13号、第5条第1項第8号及び第9号、第14条第1項、第15条第1項、第16条第2項並びに第17条第2項第3号及び第4項第2号の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除したときは、その旨を公示しなければならない。

(屋外広告業の登録)

第33条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。

- 2 前項の登録（次項の規定による更新の登録を含む。）の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならぬ。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号。以下「県条例」という。）第23条第1項又は第3項の登録を受けている者（以下「県登録業者」という。）は、第1項の登録を受けることができないものとする。

(登録の申請)

第34条 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 本市において営業を行う営業所の名称及び所在地
  - (3) 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
  - (4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びにその役員の氏名）
  - (5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第36条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第35条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、規則で定める事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第36条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき又は第34条第1項に規定する申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第45条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者（第33条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第45条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第45条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第34条第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第37条 屋外広告業者は、第34条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第34条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第38条 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第39条 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 本市における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第40条 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第45条第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第41条 市長は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会（以下「講習会」という。）を開催しなければならない。

(業務主任者の選任等)

第42条 屋外広告業者は、第34条第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 屋外広告士
- (2) 講習会の課程を修了した者

- (3) 都道府県又は指定都市若しくは他の中核市が行う講習会の課程を修了した者
  - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であつて広告美術仕上げに係るもの
  - (5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関する thingを行ふものとする。
- (1) この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
  - (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
  - (3) 第44条に規定する帳簿の記載に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。
- (標識の掲示)

第43条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第34条第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第44条 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第34条第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第45条 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第33条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第36条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第37条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

- 2 第36条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
- (県登録業者に関する特例)

第46条 県登録業者であつて本市において屋外広告業を営もうとするものが次項前段の規定による届出をした場合にあっては、その者が県登録業者である期間に限り、その者を屋外広告業者とみなし、この条例の規定（第33条から第37条まで、第39条、第40条及び前条の規定を除く。）を適用する。この場合において、次条第2項中「第45条第1項」とあるのは、「前条第6項」とする。

- 2 県登録業者は、本市で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったとき又は本市における屋外広告業を廃止したときも同様とする。
- 3 市長は、前項の規定による届出（本市における屋外広告業の廃止に係る届出（次項において「廃止届」という。）を除く。）があったときは、遅滞なく、規則で定める事項を屋外広告業者登録簿に記載しなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により屋外広告業者とみなされた者（以下「みなし登録業者」という。）が県登録業者でなくなったとき又は廃止届が提出されたときは、屋外広告業者登録簿から当該みなし登録業者に係る記載を消除しなければならない。
- 5 屋外広告業者が県登録業者となったときは、その者に係る第33条第1項又は第3項の登録は、その効力を失う。
- 6 市長は、みなし登録業者が、前条第1項第2号若しくは第4号に該当するとき又は第2項後段の規定による変更の届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて本市における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 7 第36条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（屋外広告業者監督処分簿の備付け等）

**第47条** 市長は、規則で定めるところにより、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 市長は、第45条第1項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

（報告及び検査）

**第48条** 市長は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し、必要な報告をさせ、又は当該職員に営業所その他営業に關係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告）

**第49条** 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(手数料)

**第50条** 広告物の表示等の許可等又は適用除外の許可等の申請をしようとするものは、申請の際に、別表に定める手数料を納付しなければならない。

- 2 登録申請者は、申請の際に、手数料として10,000円を納付しなければならない。
- 3 講習会を受けようとする者は、受講の申込みの際に、手数料として3,000円を納付しなければならない。

(手数料の免除)

**第51条** 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除する。

- (1) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による届出をした政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。
- (2) その他市長が特別の理由があると認めるとき。

(手数料の不還付)

**第52条** 既納の手数料は、還付しない。

(市民等との協力)

**第53条** 市は、市民及び関係事業者の協力を得て、屋外広告物の適正化に関する事業を推進するものとする。

(委任)

**第54条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第55条** 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第33条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第33条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第45条第1項又は第46条第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者

**第56条** 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条、第5条又は第6条第1項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者
- (2) 第22条第1項の規定による市長の除却すべき旨の命令に違反した者

**第57条** 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項（第17条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- (2) 第12条（第17条第6項において準用する場合を含む。）の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者
- (3) 第22条第1項の規定による市長の命令（除却すべき旨の命令を除く。）に違反した者
- (4) 第37条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第42条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

**第58条** 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (2) 第48条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

**第59条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第55条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

**第60条** 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第39条第1項又は第46条第2項後段（屋外広告業を廃止したときのものに限る。）の規定による届出を怠った者
- (2) 第43条の規定による標識を掲げない者
- (3) 第44条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成18年埼玉県条例第68号）の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に県条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってなされたものとみなす。

（指定等の特例）

3 市長は、この条例の公布の日から施行日の前日までの間に、次に掲げる事項を定めることができる。

（1） 第4条第1号、第2号、第6号、第7号、第9号、第10号及び第13号、第5条第1項第8号及び第9号、第14条第1項、第15条第1項、第16条第2項並びに第17条第2項第3号及び第4項第2号の規定による指定

（2） 第6条第2項第1号、第14条第2項並びに第17条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第7項並びに第8項に規定する基準

（川口市屋外広告物法関係事務手数料条例の廃止）

4 川口市屋外広告物法関係事務手数料条例（平成14年条例第32号）は、廃止する。

（鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置）

5 編入前の鳩ヶ谷市の区域において、鳩ヶ谷市の編入の際、現に県条例の規定により適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件で、この条例の規定により禁止され、又はこの条例の規定による許可の基準に適合しないこととなるものについては、この条例の規定にかかわらず、平成29年6月30日までは、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することができる。

6 前項に規定するもののほか、鳩ヶ谷市の編入の日（次項において「編入日」という。）前に、県条例の規定によりなされた編入前の鳩ヶ谷市の区域内の広告物又は掲出物件に係る処分、手続その他の行為で、鳩ヶ谷市の編入の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成23年9月26日条例第117号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成29年12月26日条例第96号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号）第23条第1項又は第3項の規定による登録をしている屋外広告業を営む者は、平成30年9月30日までの間に限り、第46条第2項の規定による届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

#### 附 則（令和3年12月24日条例第50号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第50条関係）

項	区分	単位	額
1	広告塔	1平方メートルまでごとに	350円
2	広告板	1平方メートルまでごとに	350円
3	紙製又は布製の立看板	1個につき	170円
4	3の項に規定する立看板以外の立看板	1個につき	350円
5	掛看板	1個につき	700円
6	広告幕（つり下げを含む。）	1張につき	350円
7	広告旗	1本につき	350円
8	電柱、街灯柱その他これらに類するものの利用広告（はり紙及びはり札を除く。）	1個につき	350円
9	標識利用広告	1個につき	170円
10	アドバルーン	1個につき	1,750円
11	アーチ利用広告	1基につき	3,500円
12	はり紙	50枚までごとに	350円
13	はり札	10枚までごとに	350円
14	広告宣伝用自動車を利用する自動車利用広告	1台につき	2,000円
15	14の項に規定する自動車利用広告以外の自動車利用広告	1台につき	800円